

障がい者地域生活支援拠点等整備事業
緊急時受け入れ対応業務（類型Ⅰ～Ⅲ）委託法人募集に関するQ&A

番号	質問項目	質問	回答
1	【募集要領】P9 第2 応募・審査について 2. 応募手続き・スケジュール (4) 選定委員会による審査について	プレゼンテーションは、口頭にてのみ行うのか。	【様式6】提案書類を活用し、口頭でプレゼンテーションを行ってください。
2	【募集要領】P9 第2 応募・審査について 2. 応募手続き・スケジュール (4) 選定委員会による審査について	資料や文章等の配布や、パワーポイントの使用などは可能か。	【様式6】提案書類のみ使用可とし、パワーポイントは使用できません。なお、選定委員会当日の選定委員人数分の提案書類は事務局が準備します。
3	【その他】	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲそれぞれについて、過去5年間（令和3～7年度）の事前登録者数、体験利用件数、緊急受入要請件数、実受入件数。可能であれば、性別・年齢層（未就学児、学齢児、成人等）と受入理由別の集計。	類型Ⅰ <事前登録者数> 令和7年度末時点（累計） 障がい者 72名 障がい児 28名 <体験利用件数> 令和3年度 1件 令和4年度 9件 令和5年度 7件 令和6年度 3件 令和7年度 14件 <緊急時実受入件数> 令和3年度 3件 令和4年度 7件 令和5年度 7件 令和6年度 7件 令和7年度 3件 類型Ⅱ <事前登録者数> 令和7年度末時点（累計） 障がい者 92名 障がい児 8名 <体験利用件数> 令和3年度 4件 令和4年度 3件 令和5年度 6件 令和6年度 3件 令和7年度 3件 <緊急時実受入件数> 令和3年度 4件 令和4年度 3件 令和5年度 6件 令和6年度 5件 令和7年度 6件 類型Ⅲ <事前登録者数> 令和7年度末時点（累計） 障がい者 5名 障がい児 0名 <体験利用件数> 令和3年度 0件 令和4年度 0件 令和5年度 0件 令和6年度 1件 令和7年度 1件 <緊急時実受入件数> 令和3年度 7件 令和4年度 8件 令和5年度 8件 令和6年度 10件 令和7年度 8件 になります。 緊急受入要請件数、性別・年齢層（未就学児、学齢児、成人等）と受入理由については集計しておりません。
4	【その他】	未就学児を含む障がい児について、現在どこが相談窓口となり、区基幹センター・類型Ⅰ～Ⅲの受託者等とどう連携する運用になっているのか。	障がい児についても、緊急時受け入れ対応についての相談窓口は区障がい者基幹相談支援センターになります。そこから区基幹相談支援センターが指定短期入所事業所や類型Ⅰ～Ⅲの受託者等と調整のうえ、実際の受け入れを行う運用となっております。

障がい者地域生活支援拠点等整備事業
緊急時受け入れ対応業務（類型Ⅰ～Ⅲ）委託法人募集に関するQ&A

番号	質問項目	質問	回答
5	【仕様書（案）】P1 1 緊急時受け入れ・対応業務の概要 (5) 対象者	今回も受入期間は「原則1週間」です。自宅復帰困難、虐待等の場合に、退所後の生活の場の調整について類型Ⅰ～のⅢ受託者にどこまでの役割を求めるのか。	受託者には区基幹相談支援センターやその他関係機関と連携して緊急時受け入れ対応後の生活支援の調整を行っていただきます。 なお、受入期間の1週間は原則のため、1週間を超える場合が発生することもあり、受託者には柔軟に対応いただきたいと考えております。
6	【仕様書（案）】P3 2 委託業務の内容 (7) 緊急時の受け入れ・対応における受託者の相互支援	「他の受託者との連携」について、過去5年間にどの程度の相互支援実績があり、今回どのような連携を想定しているのか。	例えば類型Ⅰの居室が満室となり、受け入れが困難な場合、類型Ⅲの受託者と調整し、居室を確保できないか努めていただくことを想定していますが、過去5年間でそのような状況が発生したことはありません。
7	【その他】	過去5年間の各類型における緊急時受け入れ終了後の主な移行先について、可能な範囲で、自宅への復帰、共同生活援助、施設入所、医療機関、他の短期入所等の件数をご教示いただきたい。	緊急時受け入れ終了後の主な移行先については集計しておりませんが、ほとんどの方が自宅に戻っております。
8	【その他】	緊急時受け入れを行った受託法人が運営する共同生活援助等へ、その後の生活の場として移行した事例の有無及び件数についても、可能な範囲でご教示いただきたい。	緊急時受け入れ終了後の主な移行先については集計しておりません。
9	【募集要領】P5 第1 業務について 7. 人員配置等 (1) 職員及び配置数	業務遂行責任者と管理者は兼務することは可能か。	可能です。
10	【募集要領】P5 第1 業務について 7. 人員配置等 (1) 職員及び配置数	業務遂行責任者は共同生活援助の管理者が兼務することは可能か。	可能です。
11	【募集要領】P5 第1 業務について 7. 人員配置等 (1) 職員及び配置数	管理者は共同生活援助の管理者が兼務することは可能か。	可能です。
12	【募集要領】P5 第1 業務について 7. 人員配置等 (1) 職員及び配置数	業務遂行責任者と管理者を共同生活援助の管理者が兼務することは可能か。	可能です。
13	【募集要領】P5 第1 業務について 7. 人員配置等 (1) 職員及び配置数	看護師は共同生活援助の看護師配置職員と兼務することは可能か。人員配置は共同生活援助では常勤1をとっている職員の場合の例を教えてください。	常勤1の場合でもそれぞれの業務に支障がない場合は可能です。
14	【仕様書（案）】P1 1 緊急時受け入れ・対応業務の概要 (2) 履行場所	既存物件でなく、新規物件での提案は問題ないか。	問題ございません。ただし、提案の際は事業所の具体的な間取りを示してください。
15	【募集要領】P11 第2 応募・審査について 4. 応募に当たっての留意事項	区障がい者基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等事業所をプレゼン資料内に入れることは要領4. 応募に当たっての留意事項の⑥に当たるか。	当たりません。
16	【募集要領】P11 第2 応募・審査について 4. 応募に当たっての留意事項	相談支援事業所Aは問題ないと思いますが、例えば西区の障がい者基幹相談支援センターという表記は可能か。	可能です。
17	【募集要領】P10 第2 応募・審査について 3. 応募関係書類・評価項目 (1) 応募関係書類	申込時に会社情報を提出していますが、プレゼン審査に関係しないのか。	選定委員会では応募法人名、事業所名を伏せたうえで審査を行います。

障がい者地域生活支援拠点等整備事業
緊急時受け入れ対応業務（類型Ⅰ～Ⅲ）委託法人募集に関するQ&A

番号	質問項目	質問	回答
18	【募集要領】P10 第2 応募・審査について 3. 応募関係書類・評価項目 (1) 応募関係書類	非公開にする（黒塗りにする）情報を再度教えていただきたい。提出書類にも非公開にしておくべき箇所はあるか。	選定委員会では応募法人名、事業所名を伏せたうえで審査を行うため、応募者が特定される記載は避けてください。 また、「【募集要領】P11 第2 応募・審査について 4. 応募に当たっての留意事項」に記載の非公開情報のことを指しているのであれば、こちらは市が本委託法人募集の応募者の提案書類について情報公開請求を受けた場合の記載であり、個人情報や法人等の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある情報、生命等保護情報等の非公開情報に当たるかは市が判断し、非公開情報に当たる場合は市が黒塗りしたものを公開することになります。そのため、提案書類を提出する時点では非公開（黒塗り）にする必要はございません。
19	【募集要領】P3 第1 業務について 4. 契約の期間等	委託を受けた際は毎年更新手続きが必要か。5年満了した際はどうか。	契約期間は令和9年4月1日から令和10年3月31日までです。令和10年度以降は前年度の業務の履行状況が良好な場合に限り、令和9年度を含め5年を限度に、契約手続きを都度させていただくことになります。 また、5年が満了した際には再度、委託法人の募集を行います。
20	【募集要領】P10 第2 応募・審査について 3. 応募関係書類・評価項目	プレゼンを行った際の評価項目に業務実施場所、設備とありますが、確保する部屋数を2居室ではなく3居室と多いことによる評価が上がることはあるか。	市が示す仕様書（案）を超える提案の場合は選定委員が評価項目のその他提案として良い評価の視点のポイントになり得ます。 なお、仕様書（案）を超える提案をしていただいたとしても委託料については、【募集要領】P6で示す概算の年間委託料を大きく増やすことはできません。
21	【募集要領】P9 第2 応募・審査について 2. 応募手続き・スケジュール (3) 応募書類の提出について	9月30日までの応募書類で様式1～7の記載があるが、様式6の提案資料がプレゼン資料かと考える。プレゼン資料も9月30日までの提出なのか。	ご認識のとおりです。
22	【募集要領】P10 第2 応募・審査について 3. 応募関係書類・評価項目	提案資料＝プレゼン資料なのか。	ご認識のとおりです。